

令和 3年12月 2日提出

# 第 4 回市議会定例会追加議案

浜 松 市

## 議 案 件 目

第 148 号議案	浜松市職員の給与に関する条例等の一部改正について	1
第 149 号議案	浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について	7

## 資 料

追加議案の参考資料	11
第 148 号議案の説明資料	13
第 149 号議案の説明資料	14

第 148 号 議 案

令和 3年12月 2日提 出

浜松市職員の給与に関する条例等の一部改正について

浜松市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(浜松市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 浜松市職員の給与に関する条例(昭和31年浜松市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(昇給の基準)</p> <p>第5条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>2 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>前項</u>に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が4級以上であって、管理職手当の支給を受けるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>3 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を</p>	<p>(昇給の基準)</p> <p>第5条 職員の昇給は、規則で定める日に、<u>同日前において規則で定める日以前1年間</u>におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。<u>この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準じるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</u></p> <p>2 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>前項前段</u>に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、<u>同項後段の規定の適用を受けない</u>職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が4級以上であって、管理職手当の支給を受けるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>3 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を</p>

<p>超える職員の第1項の規定による昇給は、<u>同項</u>に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に<u>良好である</u>場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、<u>基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績</u>に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>超える職員の第1項の規定による昇給は、<u>同項前段</u>に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に<u>良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない</u>場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、<u>その者の基準日以前における直近の勤務の成績の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況</u>に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2～6 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 浜松市職員の育児休業等に関する条例(平成4年浜松市条例第56号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及</p>	<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、<u>、</u></p>

<p>びその日後における最初の昇給日（給与条例第5条第1項に規定する規則で定める日又は教育職員給与条例第7条第1項に規定する教育委員会規則で定める日をいう。）又は<u>そのいずれかの日に</u>、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>同日後における最初の昇給日（給与条例第5条第1項の<u>規定により昇給を行う同項の規則で定める日</u>又は教育職員給与条例第7条第1項の<u>規定により昇給を行う同項の教育委員会規則で定める日</u>をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）又は<u>その次の昇給日に</u>、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正）

第3条 浜松市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成27年浜松市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日<u>及びその日後</u>における最初の昇給日（浜松市職員の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第38号）第5条第1項に<u>規定する規則</u>で定める日又は浜松市教育職員の給与に関する条例（平成29年浜松市条例第34号）第7条第1項に<u>規定する教育委員会規則</u>で定める日をいう。）又は<u>そのいずれかの日に</u>、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することが</p>	<p>（職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、<u>同日後</u>における最初の昇給日（浜松市職員の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第38号）第5条第1項の<u>規定により昇給を行う同項の規則</u>で定める日又は浜松市教育職員の給与に関する条例（平成29年浜松市条例第34号）第7条第1項の<u>規定により昇給を行う同項の教育委員会規則</u>で定める日をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）又は<u>その次の昇給日</u></p>

できる。	に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。
------	-------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第4条 浜松市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年浜松市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（浜松市職員の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第38号）第5条第1項に規定する規則で定める日又は浜松市教育職員の給与に関する条例（平成29年浜松市条例第34号）第7条第1項に規定する教育委員会規則で定める日をいう。）又は<u>そのいずれかの日に</u>、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、<u>同日後</u>における最初の昇給日（浜松市職員の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第38号）第5条第1項の規定により昇給を行う同項の規則で定める日又は浜松市教育職員の給与に関する条例（平成29年浜松市条例第34号）第7条第1項の規定により昇給を行う同項の教育委員会規則で定める日をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）又は<u>その次の昇給日</u>に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(昇給に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の浜松市職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）

第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）後において行われる昇

給について適用し、施行日以前において行われる昇給については、なお従前の例による。  
この場合において、施行日後1年間において行われる同条の規定による昇給については、  
同条第1項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間  
の末日の」とする。

(勤勉手当に関する経過措置)

- 3 新条例第21条の規定は、令和4年12月以後に支給する勤勉手当について適用し、  
同年6月に支給する勤勉手当については、なお従前の例による。

(規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



第 149 号 議 案

令和 3年12月 2日提 出

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

浜松市教育職員の給与に関する条例（平成29年浜松市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(昇給の基準)</p> <p>第7条 職員の昇給は、教育委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>2 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>前項</u>に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(浜松市職員の給与に関する条例(昭和31年浜松市条例第38号)別表第1の行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)の適用を受ける者のうちその職務の級が4級以上であって管理職手当の支給を受けるものに相当する職員として教育委員会規則で定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>3 55歳を超える職員の第1項の規定による昇給は、<u>同項</u>に規定する期間におけるその</p>	<p>(昇給の基準)</p> <p>第7条 職員の昇給は、教育委員会規則で定める日に、<u>同日前において教育委員会規則で定める日以前1年間</u>におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。<u>この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準じるものとして教育委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</u></p> <p>2 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>前項前段</u>に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、<u>かつ、同項後段の規定の適用を受けない</u>職員の昇給の号給数を4号給(浜松市職員の給与に関する条例(昭和31年浜松市条例第38号)別表第1の行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)の適用を受ける者のうちその職務の級が4級以上であって管理職手当の支給を受けるものに相当する職員として教育委員会規則で定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>3 55歳を超える職員の第1項の規定による昇給は、<u>同項前段</u>に規定する期間における</p>

者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第36条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2～6 (略)

その者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第36条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の勤務の成績の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2～6 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(昇給に関する経過措置)

2 改正後の浜松市教育職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)第7条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)後において行われる昇給について適用し、施行日以前において行われる昇給については、なお従前の例による。この場合において、施行日後1年間において行われる同条の規定による昇給については、同条第1項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

(勤勉手当に関する経過措置)

3 新条例第36条の規定は、令和4年12月以後に支給する勤勉手当について適用し、

同年6月に支給する勤勉手当については、なお従前の例による。

(教育委員会規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 追加議案の参考資料

第 148 号議案 浜松市職員の給与に関する条例等の一部改正について

第 149 号議案 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

第 148 号議案及び第 149 号議案の条例は、人事評価の結果等をより適切に昇給及び勤勉手当に反映させるため勤務成績の対象期間を見直すことに伴い、関係規定の改正を行うもののほか、所要の整備を行うものであります。



浜松市職員の給与に関する条例等の一部改正について

(提案理由)

人事評価の結果等をより適切に昇給及び勤勉手当へ反映させるため勤務成績の対象期間を見直すことに伴い、関係する規定を改正するほか、所要の整備をするため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 昇給

昇給の基礎となる勤務成績の対象期間を、昇給日前 1 年間から、昇給日前における規則で定める日以前 1 年間とするものです。

2 勤勉手当

勤勉手当に反映させる勤務成績を業績、能力等に基づく「勤務の成績」と、欠勤、休職等による「勤務の状況」に区分し、それぞれ異なる対象期間とするものです。

3 その他

1 の改正に伴い、育児休業、自己啓発等休業及び配偶者同行休業から職務復帰した後の給料について、所要の整備を行うものです。

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行するものです。
- 2 改正後の浜松市職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第 5 条の規定は、この条例の施行日後において行われる昇給について適用し、施行日以前において行われる昇給については、なお従前の例によるものです。
- 3 新条例第 2 1 条の規定は、令和 4 年 1 2 月以後に支給する勤勉手当について適用し、同年 6 月に支給する勤勉手当については、なお従前の例によるものです。
- 4 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものです。

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

(提案理由)

人事評価の結果等をより適切に昇給及び勤勉手当へ反映させるため勤務成績の対象期間を見直すことに伴い、関係する規定を改正するほか、所要の整備をするため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 昇給

昇給の基礎となる勤務成績の対象期間を、昇給日前1年間から、昇給日前における規則で定める日以前1年間とするものです。

2 勤勉手当

勤勉手当に反映する勤務成績を業績、能力等に基づく「勤務の成績」と、欠勤、休職等による「勤務の状況」に区分し、それぞれ異なる対象期間とするものです。

(施行期日等)

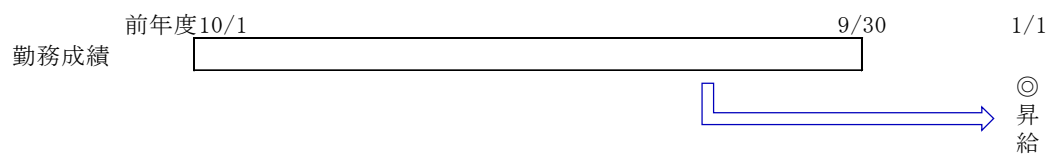
- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行するものです。
- 2 改正後の浜松市教育職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第7条の規定は、この条例の施行日後において行われる昇給について適用し、施行日以前において行われる昇給については、なお従前の例によるものです。
- 3 新条例第36条の規定は、令和4年12月以後に支給する勤勉手当について適用し、同年6月に支給する勤勉手当については、なお従前の例によるものです。
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものです。



(参考)

見直し後の対象期間

1 昇給



2 勤勉手当

